

自然環境保全基礎調査に係る基本方針検討会設置要領

令和3年5月24日

環境省生物多様性センター

1 目的

自然環境保全基礎調査（以下、「基礎調査」という。）は、全国的な観点からわが国における自然環境の現況を把握し、自然環境保全施策を推進するための基礎資料を整備するために昭和48年（1973年）に開始され、まもなく50年目を迎える。これまで、基礎調査の成果は、自然環境・生物多様性保全の施策を推進するための基礎資料として活用されてきた。

しかし、この50年間でわが国の社会構造は大きく変化し、それに伴い自然環境保全施策の方向性にも変化が生じていることに加え、人的資源の減少に伴い既存の調査体制の維持が困難な状況になっている。このため、基礎調査が社会に対して果たすべき役割を見直し、わが国の自然環境や社会が直面している様々な課題の同時解決を図るために必要な科学的基盤情報として一層活用されるよう、改めて調査の意義と役割について検討する必要性が生じている。

以上を踏まえ、新たな枠組みによる今後の実施方針・調査計画等を取りまとめたマスタープランの策定及び、これまでの基礎調査の成果を活用した総合解析の方針の検討等を行うため、自然環境保全基礎調査に係る基本方針検討会（以下、「検討会」という。）を設置するものである。

2 構成

- （1）検討会は、植生、野生動植物、陸上域・沿岸域生態系、景観生態、生態系観測技術又はこれら自然環境に関する情報の収集、提供もしくはデータ活用の分野における知見をもった学識経験者等で環境省自然環境局生物多様性センター長が委嘱した委員をもって構成する。
- （2）委嘱の期間は承諾の日から令和5年3月31日までとする。

3 座長

- （1）検討会に座長を置く。
- （2）座長は、委員の互選により選出する。
- （3）座長は、会議の議事運営にあたる。
- （4）座長は、自らが検討会に出席できない場合、自らの代理人として、座長が指名する委員がその職務を代理する。

4 臨時委員等

会議において、科学的な知見に基づき専門的な検討を進めるために必要な臨時委

員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。

5 検討事項

検討会の検討事項は、次の通りとする。

- (1) 基礎調査のマスタープランの策定に向けた課題の抽出及び対応の方向性。
- (2) 基礎調査の成果を活用した総合的解析の方針やテーマ。
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項。

6 部会

- (1) 検討会は、5に掲げる検討事項の具体的な検討に当たって、検討会の下に次の部会を設置する。
 - 1) 自然環境保全基礎調査マスタープラン検討部会
 - 2) 総合解析方針検討部会
- (2) 部会の検討事項は、検討会座長が定める。
- (3) 部会の座長は、検討会座長が指名する。
- (4) 部会の構成委員は、検討会委員から部会座長が指名する。
- (5) 前項に掲げる者のほか、部会座長は、必要と認める有識者を部会に出席させることができる。

7 会議の開催

- (1) 検討会及び部会は、環境省自然環境局生物多様性センター長が招集して開催する。
- (2) 検討会及び部会は、原則として非公開とする。

8 事務局

- (1) 事務局は、環境省自然環境局生物多様性センターに置く。
- (2) 事務局は、検討会に関する庶務を行う。

9 その他

上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、事務局が検討会座長に諮って定める。

附則 要領は、委員承諾日の翌日から施行する。

自然環境保全基礎調査に係る基本方針検討会委員

(敬称略・五十音順)

氏名	所属機関・役職
赤坂 宗光	東京農工大学農学研究院准教授
石井 信夫	東京女子大学名誉教授
一ノ瀬 友博	慶応義塾大学環境情報学部教授
大澤 剛士	東京都立大学都市環境学部都市環境科学研究科・観光科学域准教授
角谷 拓	国立環境研究所生物多様性領域生物多様性評価・予測研究室長
鎌田 磨人	徳島大学大学院社会産業理工学研究部・理工学域教授
久保田 康裕	琉球大学理学部教授
中静(浅野) 透	森林研究・整備機構理事長
中村 太士	北海道大学大学院農学研究院教授
西廣 淳	国立環境研究所気候変動適応センター気候変動影響観測研究室長
橋本 禅	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
星野 義延	東京農工大学農学研究院元教授
三橋 弘宗	兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師、兵庫県立人と自然の博物館主任研究員
望月 翔太	福島大学農学類食農学群准教授
山野 博哉	国立環境研究所生物多様性領域長